

平成29年度

みんなでがんばる地域営農支援事業補助金

評価表

NO.

22

所管部課名	農政課	担当者	森重					
事務事業名	集落営農組織等支援事業							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成29年度 予算額	150 千円	国県支出金 千円	一般財源 150 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	本市における集落営農や営農組織の組織設立数		13	平成34年度				
成果指標②								
補助対象者	定款・規約を有する3戸以上からなる団体で、地域特色ある営農の仕組みづくりを行うことを目的に、集落営農組織や営農組織の設立に向けた取組を行うもの。							
補助対象経費	地域の実態調査費、話し合い活動費、先進地事例調査費、新規作物導入実証圃に係る経費、その他集落営農組織や営農組織設立に向けた取組に必要と認められる経費							
補助対象事業・活動の内容	地域の実態調査費、話し合い活動費、先進地事例調査費、新規作物導入実証圃に係る経費、その他集落営農組織や営農組織設立に向けた取組み							
補助金額又は補助率	分類 ☐ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☒ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他							
上記項目の積算方法	補助金の額は補助対象経費の合計額とし、1補助事業者あたり15万円を限度とする。また、同一補助事業者への補助金の交付は3回を限度とし、事業実施年度内に交付できる回数は1回を限度とする。							
	150,000円×1組織＝150,000円							
補助を受ける事業（団体）等の決算状況	収入	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
		自己資金	44,751	13.0%	10,126	9.2%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	44,751	13.0%	10,126	9.2%		0.0%
		市補助金	300,000	87.0%	100,000	90.8%	150,000	100.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
	計	344,751	100.0%	110,126	100.0%	150,000	100.0%	
	支出	事業費	344,751	100.0%	110,126	100.0%	150,000	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
	計	344,751	100.0%	110,126	100.0%	150,000	100.0%	
支出計/前年度支出計				31.9%		136.2%		
自己資金/前年度自己資金				22.6%		0.0%		
翌年度繰越金/市補助金			0.0%	0.0%		0.0%		
交付件数		3		1		1		
成果指標の推移①		10		10		12		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【今年度改善点】 特になし 【前回評価】 平成26年度「現状のまま継続」 ・年々取組状況が減っているので、事業活用の啓発活動に努められたい。 【前回評価への回答】 「現状のまま継続」により、事業を継続。 平成26年度当該事業を活用した営農組織が、翌年度、法人化した。 【事業のPR方法】 集落営農組織の総会・役員会での説明 【費用対効果】 前回評価時点での8組織の目標に対し、現在12組織あり。 【補助事業以外の事業】 特になし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	集落営農組織等の活動が、高齢化の進展が著しい農村地域において、地域農業の担い手として農業振興・活性化に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	農家の高齢化、後継者不足の現状で、農作業の省力化、効率化や農地保全、耕作放棄地等の課題解決を図る上で、集落営農組織等の育成が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	集落営農組織等の育成し、農作業の受託作業等を行うことで、農地の保全、集約、耕作放棄地の解消に活かされている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	集落営農組織が、地域のために、主体的に農業経営を営むことができるよう行政が育成していくことは必要である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	集落営農組織を立ち上げ、経営が軌道に乗るまでに必要な経費（話し合い活動、研修等）のうち、15万円を限度としているが、その金額については、特に、明確な根拠はない。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	集落営農組織を立ち上げ、経営が軌道に乗るまでに必要な初期の段階、また、経営改善に伴う時期での補助であり、要領第4条の2で、補助金の交付を3回まで、年度内交付も1回と制限を設けている。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	地域農業を多面的に支える集落営農組織の活動は、地域活性化の視点からも公益性がある。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	組織の経営安定を図るための手段として、その活動に助成することは必要である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	要領第5条に補助対象経費を明確に規定されている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (一次) 結果	〈今後の改革の方向性〉 ☐現状のまま継続 ☒見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐拡大 ☐他の補助金と統合 ☒補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ ☐高い ☐低い 必要性 ⇒ ☐高い ☐低い 有効性 ⇒ ☐高い ☐低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐高い ☐低い
	〈上記方向の理由〉 補助対象者について、最近、集落営農組織や営農組織での活用が少なく、これまで活用した団体も3回までの限度回数に達している。		〈今後の改革の方向性〉 ☐現状のまま継続 ☐見直しの上で継続 ⇒今後の方向 ☐拡大 ☐他の補助金と統合 ☐補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉 補助対象者について、適用範囲を広げること、更なる集落営農組織等の育成を図りたい。また、併せて補助対象経費も見直し、平成30年度当初予算に反映したい。		〈まとめ〉

みんなでがんばる地域営農支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則(平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例(平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。)を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱(平成19年薩摩川内市告示第100号)第2条の表に掲げるみんなでがんばる地域営農支援事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 みんなでがんばる地域営農支援事業補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 集落営農や営農組織の設立、育成に資するものであること。
- (2) 国県事業等他の補助事業の対象となる事業でないこと。

(補助対象者)

第3条 みんなでがんばる地域営農支援事業補助金の補助対象者は、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 地域特色のある営農の仕組みづくりを行うことを目的に、集落営農や営農組織の設立に向けた取り組みを行うものであること。
- (2) 定款、規約を有する3戸以上からなる団体であること。

(補助金の額)

第4条 みんなでがんばる地域営農支援事業補助金の額は、次条に定める経費の合計額とする。ただし、1補助事業者あたり15万円を限度とする。

2 同一補助事業者への、補助金の交付は3回を限度とし、事業実施年度内に交付できる回数は1回を限度とする。

(補助対象経費)

第5条 みんなでがんばる地域営農支援事業補助金は、次の各号に掲げるものについて交付する。ただし、役員報酬、食糧費、慶弔費等を除く。

- (1) 地域の実態調査費
- (2) 話し合い活動費
- (3) 先進地事例調査費
- (4) 新規作物導入実証圃設置に係る経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、集落営農や営農組織設立に向けた取組みに必要と認められる経費

(交付の申請)

第6条 みんなでがんばる地域営農支援事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を開始する概ね10日前までとする。

2 みんなでがんばる地域営農支援事業補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業実績の公表に係る誓約書(様式第1号)
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第7条 みんなでがんばる地域営農支援事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者にみんなでがんばる地域営農支援事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第8条 みんなでがんばる地域営農支援事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 当該補助事業等に係る完成写真
- (3) 当該補助事業等に係る領収書又は請求書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第9条 みんなでがんばる地域営農支援事業補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 本市における集落営農や営農組織の組織設立数

(補助対象者等の責務)

第10条 みんなでがんばる地域営農支援事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の農業政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。